



トレジャーキッズ だいとう保育園

重要事項説明書

兼

入園のしおり

令和7年度

株式会社セリオ

第1章 施設概要

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階
事業者の連絡先	電話番号 06-6442-0600（本社） FAX番号 同上
代表者氏名	黒崎 泰司

(2) 施設の概要

種別	認可保育所
名称	トレジャーキッズだいとう保育園
所在地	大阪市都島区大東町
連絡先	電話番号 FAX 番号 同上
施設長氏名	佐藤 砂緒里
対象児童	児童福祉法および子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
開設年月日	2025 年 4 月 1 日
事業所番号	
認可定員	0歳児 6名 1歳児 10名 2歳児 11名 3歳児 12名 4歳児 12名 5歳児 12名
利用定員	満3歳児以上の児童 43名 満1歳児以上3歳未満の児童 28名 満1歳児未満の児童 9名
ホームページ	https://www.serio-corp.com/nursery/parents/list/tk_daito/

(3) 施設の目的・運営方針

トレジャーキッズだいとう保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ① 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ② 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ③ 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

④ 「当園」を退園、転園された後にも、ご相談等がございましたら上記にご連絡ください。

(4) 提供する保育等の内容

当園は保育所保育指針（平成 30 年 4 月厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育及び時間外保育の提供

7 ページに記載する時間において保育を提供します。

② 保育の内容

0～2 歳児の乳児については担当性保育を行い、月齢や子どもの特徴に合わせた環境を整備します。

幼児クラスは開かれた仲間関係の中で体力づくりや小学校就学前を意識した保育を行います。

③ 送迎

送迎は行いません。

(5) 施設の概要

敷地	専有面積	651.46 ㎡
	園庭	222.03 ㎡
園舎	構造	鉄骨 2 階建てのうち 1,2 階
	延べ	614.32 ㎡

(6) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0 歳児（ほしぐみ）
ほふく室	1 室	1 歳児（つきぐみ）
保育室	4 室	2 歳児（にじぐみ）・5 歳児（だいちぐみ） 3 歳児（かぜぐみ）・4 歳児（そらぐみ） 各 1 室
調理室	1 室	
調乳室	1 室	
医務室	1 室	事務室を兼ねる

当園は安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入しております。

- ・ 目的：外部からの侵入抑止および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認ため
- ・ 設置場所：各保育室および玄関 詳細につきましては、別途掲示にてお知らせいたします。

(7) 職員体制（令和 7 年 4 月 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	園務をつかさどり、所属職員を監督
保育士	10 人	7 人	3 人	園児の保育
栄養士	1 人	1 人	0 人	園児の栄養指導
調理員	3 人	0 人	3 人	給食の調理
看護師	2 人	2 人	0 人	園児の健康管理

保育補助	1 人	0 人	1 人	園児の保育
------	-----	-----	-----	-------

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める規準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職員を配置しています。

(8) 園児の利用状況（毎年度5月1日現在 予定）

	令和7年度
0歳児	7人
1歳児	12人
2歳児	14人
3歳児	15人
4歳児	15人
5歳児	15人

(9) 子ども子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により、公表・公示された旨

なし（ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

(10) 宗教活動、政治活動、営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利目的活動はご遠慮ください。

2. 園舎見取り図



保育の内容

1. 保育の理念、目標など

セリオの保育

自分らしくいてほしいから
健やかでいてほしいから
自信をもってほしいから
なんにでも向かっていってほしいから
友だちを大切にしてほしいから

やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

保育方針

子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。
生活や遊びを通して一人ひとりの子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。

保育目標

- 1 感謝する心を育む
- 2 丈夫な体を育む
- 3 頑張る意欲を育む

2. 保育の特徴

○季節に応じた保育（乳児担当制保育）、食育を取り入れております。

厚生労働省・子ども家庭庁より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

○特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

○以下の保育プログラムを行っております。

- コスモ体操指導教室（2 歳児～5 歳児）
- リトミック（2 歳児～5 歳児）
- ネイティブ英語指導

※コスモ体操指導、リトミックにつきましては、身体づくりや集中力を養う良いプログラムとなっておりますので是非ご参加下さい。

3. 利用の開始に関する事項

当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとします。

区保健福祉センターの利用調整に基づき園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明等に同意された後に保育の提供を開始します。

4. 契約の解除

(1) 下記の場合、保育の提供を終了します。

- 満 6 歳を迎える年度を終了したとき
- 支給認定保護者が退園を申し出たとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退園について

退園を希望される場合には、速やかに都島区保健福祉課と当園までご連絡いただきますようお願いいたします。

5. 保育について

0 歳～5 歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）をいたします。

(1) 保育時間

11 時間開所となります。

		月曜～金曜	土曜
開園時間		7:30～19:30	7:30～18:30
標準時間保育		7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
短時間保育		8:30 ～ 16:30	8:30 ～ 16:30
延長保育時間	標準	18:31～19:30	
	短時間	7:30～8:29	
		16:31～19:30	
休園日		○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始(12月 29 日・30 日・31 日及び1月2日・3日)	

(2) 土曜保育について

土曜保育を利用される場合は**土曜日保育申込書・土曜日勤務証明書**の提出が必要になります。保護者のどなたかが土曜休日の場合はご家庭での保育をお願いいたします。また給食の食材準備や配置等の関係上、**前月 20 日～25 日の間に必ず「土曜保育申込書」を提出いただきますようお願いいたします。**

(3) 延長保育について

- ① 標準時間認定をされた方で、18 時 31 分以降の利用をされる場合
- ② 短時間認定をされた方で、7 時 30 分から 8 時 29 分、及び 16 時 31 分～19 時 30 分までの間で利用をされる場合

月極延長保育については勤務時間・通勤経路・時間など考慮のうえ、利用時間の申請をして頂きます。審査のうえ決定いたします。

保護者の方の就労形態や通勤時間の増加などで保育時間の延長が必要になった場合、利用したい月の前月 10 日迄に延長保育の申請をしてください。（ただし、急遽延長保育を希望される場合は、保育園までご連絡ください）

※月極延長保育を利用される場合は、**延長保育利用申請書**の提出が必要になります。利用月の次月に請求させていただきます。

●月極延長料金：2,900 円※標準保育利用者のみ利用可能

●単発延長料金：1 時間につき 300 円

※単発延長保育を利用される方は事前に保育園まで連絡して下さい。利用時間数をもとに、月末に集計し翌月に請求させていただきます。

(4) 料金について

① 利用者負担について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
月極延長保育利用料	時間外保育利用時	2,900 円/月額※以下詳細参照
単発延長保育利用料	時間外保育利用時	300 円/1 時間につき※以下詳細参照
給食主食代	3 歳児以上	1,700 円/月額
給食副食費	3 歳児以上	5,000 円/月額
スポーツ振興会保険料	全園児	210 円/年額
保育材料費	行事費用・プレゼント代金など	400 円/月額
用品代 (保育教材等)	入園時(予定)	0~2 歳児: 3,960 円 3 歳児~5 歳児: 8,870 円
制服代	3 歳児クラス以降	12,740 円
行事参加費	遠足の入園料等	事前に保護者に説明同意の上、徴収することとする
コスモ体操指導	2 歳児以上、週 1 回(希望者)	2,200 円/月額
リトミック	2 歳児以上、月 1~2 回(希望者)	1,100 円/1 回につき

保護者の方が直接購入となるもの

項目	内容	金額
オムツ定額サービス(月額)	全年齢(希望者)	2,200 円
写真販売(えんフォト)	全年齢(希望者)	L サイズ 1 枚 70 円(職員撮影)
		L サイズ 1 枚 100 円(カメラマン撮影)
体操服代(ネイビー)	2 歳児以上	上 2,300 円~ ズボン 1,900 円~
スモック(クリームイエロー)	3 歳児以上	1,800 円

※保護者の方の直接購入となるもののお問い合わせ等は、直接販売先にご連絡お願いいたします。

② 時間外保育に係る利用者負担

A) 月額

延長保育時間	料金(税込)
※標準保育利用者のみ利用可能 18:30~19:30 のみに適用	2,900 円

B) 時間単位

時間外料金

利用時間	料金(税込)
短時間保育利用者 7:30~8:29 及び 16:31~19:30	1 時間 300 円
標準保育利用者 18:31~19:30	1 時間 300 円

(5) 保育料等の納付について

- ① 基本となる保育料は、区から引き落とし又は、振込通知書等が届けられますので、申請した銀行等へご入金下さい。
- ② 延長保育料や送迎証等、諸雑費は園から請求書をお渡ししますので引き落とし口座へご準備をお願いいたします。

※月末締めのおおね翌月 27 日に引き落としとなります

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

※口座登録について

1. 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。(有償)

2. 1.の受付手数料は、下記のとおりです。

楽天銀行・PayPay 銀行・GMO あおぞらネット銀行：350 円(税別)

上記銀行以外：500 円(税別)

3. 手数料の請求時期は、登録月とは異なります。

登録後約 2 ヶ月以内での請求を予定しております。

(例) 4/1 入園の場合

5/7 までに登録完了されましたら、5 月請求分より引落開始でき、

登録手数料の請求は 6 月となります。

※本社社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性があります。

上記タイミングは目安としていただけますようお願いいたします。

※請求状況につきましては、毎月中旬頃に発行している請求書でご確認ください。

※同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1 口座のみの登録で構いません。

(6) 給食費・副食費について

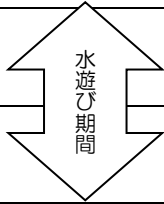
0～2 歳児までは保育料に給食費が含まれておりますが、3～5 歳児は給食費 5,000 円/月、副食費 1,700 円/月を別途徴収させていただきます。

(7) その他の保育園事業について

特別保育事業：時間延長保育・特別支援保育・障がい児保育・医療的ケア事業

地域子育て支援事業：地域交流事業、子育て支援に関する情報提供事業

6. 保育園の1年

	保育行事		その他の行事
4 月	・入園式（対象児と保護者様のみ） ・保育始め ・クラス懇談	・内科健診	【毎月の行事】 ● 避難訓練 ● 安全点検 ● 身体測定 ● 英語
5 月	・春の遠足	・尿検査	
6 月		・歯科検診	
7 月	・水遊び ・お楽しみ保育（5 歳児）		【年2回】 ● 内科健診 ● 保育参観 ● クラス懇談
8 月	・水遊び ・なつまつりごっこ		
9 月	・運動会（2 歳児～5 歳児）		【年1回】 ● 歯科健診 ● 個人懇談
10 月	・ハロウィンパーティー	・内科検診	
11 月	・秋のバス遠足（3.4.5 歳児） ・保育参観 ・個人懇談会		
12 月	・生活発表会（3.4.5 歳児） ・クリスマス会 ・おもちつき会		
1 月	・お正月あそび		
2 月	・節分会 ・保育参観		
3 月	・ひなまつり ・お別れ遠足 ・クラス懇談会、進級説明会 ・入園説明会 ・卒園式（年長児の保護者様のみ）		

※年間行事予定表は4月に配布させていただきます。また、行事は変更する事がございます。

その場合はおたより等で詳細をお知らせいたします。

7. 登降園について

- (1) 保育園への送迎は必ず保護者の方の責任において行ってください。
- (2) 午前9時 15 分までに登園できない場合や、欠席される場合は午前 7 時 30 分から午前 9 時 15 分の間に園までご連絡ください。この時間内に連絡がない場合はこちらから連絡させていただきます。
また、受診等で登園が遅れる時も、午前 9 時 15 分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっています。ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。ご連絡頂けない場合、給食の提供ができないことがあります。また午前 11 時 45 分までに登園していただかなければ安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので予めご了承ください。
- (3) 園舎の入り口は、オートロックになっていますので、お渡ししていますセキュリティーカードで解錠しお入りください。カードを忘れになった場合はインターホンを押して、お子様のクラス・お名前をお伝えください。

※セキュリティーカードを紛失・破損された場合は紛失破損代金としまして 2,800 円を徴収させていただきます。またセキュリティー保護の為、紛失時には速やかに園にお申し出いただきますようお願いいたします。セキュリティーカードは園の備品をお貸ししておりますので、卒園時・退園時に返却して頂いております。

- (4) お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が変更になる時は、必ずご連絡をお願いします。
お迎え予定時間を 30 分以上遅れた場合は保育園から連絡する事があります。
- (5) 車での送迎は近隣の方へのご迷惑となりますので禁止とさせていただきます。
- (6) 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただきます。

8. 食事と離乳食

(1) 当園の給食の特徴

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう毎月食育活動を行っております。
給食 (昼食・おやつ・補食)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。 栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しています。アレルギー食、宗教食についても対応しています。
献立等	毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。毎月の「食育の日」はメニューが郷土料理になります。献立の中にお子様が初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しいただき、アレルギーの症状がないことを確認してください。
食物アレルギー等の対応	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともあります。
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食（調乳を含む）従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。
その他	朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いします。 遠足等でお弁当をお願いする場合があります。

9. 慣らし保育について

入園当初から慣れない環境で一日生活することは、お子様にとって大変な負担となります。

お子様の負担を軽減するために、慣らし保育を行います。

慣らし保育は入園日から始まります。

期間はお子様の状況により異なりますが、通常一週間から二週間程度です。

状態や欠席状況により期間が延長することもあります。

慣らし保育期間中はお子様のお迎えが早くなりますのでご注意ください。

	お 迎 え 時 間		
	0・1歳児	2歳児	3・4・5歳児
1日目 (入園式)	保護者の方と一緒に過ごしてください。		
2日目	10:00 保護者の方も ご参加下さい。	10:30	11:00
3日目	10:00	11:30	13:00 (給食開始)
4日目	11:30 (給食開始)	12:00 (給食開始)	16:00
5日目	15:00	16:00	通常時間
6日目	16:00	お子様の状況や保護者様のお仕事の都合により担任とご相談させていただきながら徐々に進めます。	通常時間
7日目以降	お子様の状況や保護者様のお仕事の都合により担任とご相談させていただきながら徐々に進めます。		通常時間

※慣らし期間中は9:00～9:30の間に登園してください。

※慣らし保育のお迎え時間は予定です。お子様の体調や様子により変更する場合があります。

※保護者の方のお仕事の都合により相談させていただきます。

(2) 保健と健康管理

子どもの健康作りは、家庭と園が一体となって取り組むことが大切です。保育園の生活は時にお子様の体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子が見られましたら、早めの病院受診をお勧めいたします。

1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

(1) 症状がある場合の登園の可否について

症状	登園を控える方が望ましい
発熱	・解熱後 24 時間経過していない ・37.5℃以上の発熱がある ・24 時間以内に解熱剤を使用している
下痢	・24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする ・登園前に排尿がない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
嘔吐	・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ・食欲がなく水分を欲しがらない ・機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
咳	・夜間入眠中に咳のために数回起きる ・咳の音がゼイゼイやヒューヒューと聞こえる、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある ・喘息発作を起こしている ・ホクナリンテープを貼っている
発疹	・発熱とともに発疹がみられる場合 ・原因不明の発疹があり、受診をしていない場合 ・感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された場合 ・口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合 ・発疹が顔面などにあって、患部をガーゼなどで覆えない場合 ・浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合 ・痒みが強く手で患部を掻いてしまう場合

(2) 保育中に発病した場合のお迎えをお願いする基準

お子様の体調不良、悪化によりお迎えをお願いをすることがあります。その場合はできるだけ早いお迎えをお願いいたします。「仕事の都合ですぐのお迎えが難しい」「通勤に時間がかかる」などの場合に対応してもらえる方をあらかじめ決めておくなどのご協力をお願いいたします。

	お迎えに来ていただく場合
発熱	・38℃以上の発熱がある場合 ・38℃に満たなくても、普段の様子と違うとき ・排尿回数がいつもより減っているとき ・食欲なく水分が摂れないとき ※けいれんが起きたとき（救急車を要請します）
下痢	・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき ・元気がなく、ぐったりしているとき ・腹痛を伴う下痢があるとき ・水様便が2回以上みられるとき（感染症流行時は1回） ・食欲がなく水分が取れないとき
嘔吐	・2回以上の嘔吐があるとき ・嘔吐が1回でも、元気がなく期限や顔色が悪いとき ・元気がなく機嫌、顔色が悪いとき ・吐き気が止まらないとき ・腹痛を伴う嘔吐があるとき ・下痢を伴う嘔吐があるとき
咳	・咳があり眠れない、何度も目覚める ・呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき ・少し動いただけでも咳が出るとき ・咳とともに嘔吐が数回あるとき
発疹	・発疹が時間と共に増えた時

※上記の症状以外にもお子さまの体調がいつもと違う場合はご報告の為お電話させていただく事があります。
必ず連絡がつく電話番号をお知らせください。（特にいつもと違う勤務になる場合等）

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(＊)	登所(園)の目安
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては、3 日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(みずぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 じかせん	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日 じかせんしゅちよう	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること じかせん がっかせん ぜっかせん
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) いんとう	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失していた後 2 日経過していること
流行性角結膜炎 かく	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児について出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
侵袭性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎) しんしゅうせいずい	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

＊感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所(園)の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍 ^{ほう かいよう} が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍 ^{ほう かいよう} の影響がなく、普通の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍 ^{ほう かいよう} の影響がなく、普通の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸症状のある間	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ^{ほう}	水泡 ^{ほう} が形成している間	すべての発しんが痂皮 ^か (かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと

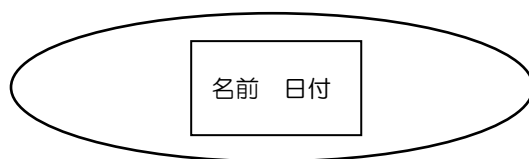
※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(－)としている。

2. 保育園とくすり

当園ではお薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は事前にご相談ください。受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等医師へ相談をすることをお勧めします。

また、当園では怪我をした際には流水で洗浄し、傷の状態により絆創膏等を添付させていただく場合もあります。

ツブロールテープ（ホクナリンテープ）を貼付して登園される場合は誤飲事故防止のため、絆創膏で補強して下さい。また絆創膏に名前、日付を記入してください。また登園時に必ず貼付していることを職員に伝えて下さい。



3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診（全園児）	年2回実施
歯科健診	年1回実施
身体測定（身長・体重）	毎月実施
尿検査（2歳クラス以上）	年1回実施
視力検査（3歳クラス以上）	年1回実施

4. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。当園の嘱託医は以下の通りです。

医療法人武内小児科	大阪市都島区善源寺町2丁目3-25	06-6922-0418
あかな歯科クリニック	大阪市都島区友渚町3-1-1 高倉第一コーポA棟-6	06-7710-8874

5. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、感染症、または新型コロナウイルス感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」または「登園届」が必要になりますので、登園の際に提出してください。

なお、「意見書」「登園届」は保育園でもお渡し出来ます。

また、各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

6. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

睡眠時の死亡事故を防ぐために、保育園では睡眠時のお子様の呼吸の状態や姿勢などを以下の通りに観察しています。

0歳児	5分毎
1歳児、2歳児	10分毎
3歳児以降	15分毎

- ◆ 睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも、睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は、仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。
- ◆ 睡眠中の環境が暖かすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではない素材を選ぶとよいです。同じ理由として、午睡時のかけものはフリース毛布などを避けた方が安全です。
- ◆ ご家庭で喫煙されている方がいる場合、睡眠中の死亡リスクが高くなりますので、喫煙はやめましょう。SIDSの詳細につきましては、[リーフレット](#)をご参照ください。

●乳幼児突然死症候群（SIDS）について

それまで元気だった子どもが、事故や窒息ではなく、眠っている間に死亡してしまい死亡調査や解剖検査でもその原因が同定されない突然死のことを「乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）」といいます。

○発生頻度

- 1歳未満の児の死因の第3位
- 日本での発症頻度は出生 6000～7000 人に 1 人
- 8割が家庭・2割が病院や保育施設で発生
家庭では両親の喫煙、うつ伏せ寝、温めすぎなどで発生率が高い。
保育園では、入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1週間ないし1ヶ月)や、何らかの体調不良であった子どもに多く発生。

○入園当初や預けて日が浅い時期（初日から1ヶ月程）は・・・？

「初めて母親から離れることへの精神的ストレス」や、「集団生活への導入などの肉体的疲労」など、環境の変化に伴う要因が重なり、限界を超えた時に起こりやすいと言われています。

○何らかの体調不良って・・・？

微熱がある、ミルクの飲みが悪い、食欲がない、軽い風邪症状、機嫌が悪い、など、「なんとなくいつもと子どもの様子がちがう」という症状で、まさか突然死するなんて・・・という場合が多いようです。

★★★ 予防対策にご協力をお願いします ★★★

SIDS は予測できず防ぎようがないとも言われていますが、睡眠中異常の早期発見のため、保育園では睡眠時5～10分おきに呼吸状態や体位などのチェックを行っています。ご家庭でも、上記の点に気をつけていただき、特に体調不良時はお休みし、「いつもと違う」場合は職員にお伝えいただきますよう、ご協力を宜しくお願い致します。

7. 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経験が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種を受けたその日の登園を避け、ご家庭で様子を見て頂きますようご協力をお願いします。

接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時について「けんこうのきろく」のご記入をお願いいたします。

※「けんこうのきろく」は子どもの健康状態、予防接種、健康診断の結果など健康に関する記録をしていきます。園では身体測定、尿検査、健康診断の結果を記入します。身体測定後や健診後、年度末に返却いたしますので、予防接種を終えたもの、今までに罹った病気など、お子さんの健康状態の記入をお願いいたします。記入後は捺印して速やかにご持参ください。



ね あか 寝ている 赤ちゃんの いのちを まも 守るために



ヒョウリョウ ジョツゼン ショウコウゲン エスアイディーエス

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気で、

令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは 「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

できるだけ 母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

たばこはやめる



たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの重症化リスクを高めることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfj.go.jp/policies/beshihoken/kenkou/sids>



乳幼児突然死症候群(SIDS)
診断ガイドライン(第2版)
<https://www.cfj.go.jp/policies/beshihoken/kenkou/sids/guideline>



乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどで相談に応じています。

眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



ベビーベッドに寝かせ
柵は常に上げておく。
頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょ
う。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には
枕やぬいぐるみをおかない。
口や鼻はおおわない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で
す。枕やタオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし
ましょう。



下に敷くふとん・マットレスは
固めのものを使う。
上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ
とんは使用せず、服装で温度調整しましょう。

また、保護者が寒い寒をする時は、赤
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注
意しましょう。



こどもまんが
こども家庭庁



第4章 家庭との連携

1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもトレジャーキッズだいとう保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

(1) 朝ごはんを食べてから登園しましょう

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための取り組みを推進しており、「早寝・早起き・朝ごはん」を元気なこどもの合言葉にしています。

朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

(2) 熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。

お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数 31 以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動（園庭あそびや散歩など）を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて午前9時の大阪市の[暑さ指数]が厳重警戒(28～31℃)を超える場合、その日の日中は戸外活動をいたしません。

当園の園庭は夏季の午前中に日陰となりますが、環境省の暑さ指数と差異はみられなかったため、こちらのサイトで判断いたします。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

(3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒に出てください

車は危ない、とわかっていても、こどもは急に走り出します。行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがねません。送迎時、園職員が門扉周辺で見守ることはしていません。

保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。

安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

(4) お子様たちのかみつき・ひっかきについて

お子様に自我（「わたし」「ぼく」）が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」、「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。反対に「○○ちゃん、好き!」、「あそぼう!」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともあります。保育者はお子様たちがかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。かみつきやひっかきとは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかき起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。保護者様の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

(5) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしています。

その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」とお思いにならず、他のお子さんの安全もお考えいただきますようお願い申し上げます。

◆ 身に着けて登園できないもの

- ✧ 飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン
- ✧ 虫よけパッチ(シール)、虫刺されパッチなど体に張り付けてくる薬剤・医薬品・医薬部外品。

◆ 身に着けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの

- ✧ 気管支拡張テープ、絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど

◆ 園の活動中に身に着けることができないもの

- ✧ フードつきの衣服(パーカー、ダウンジャケットなど)
- ✧ つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様のつなぎの衣服
- ✧ スパンコール等で装飾された衣服

◆ カバン等につけて持参できないもの

- ✧ キーホルダー

※目印を付けられる際はワッペン等を張り付けて下さい。

園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長などにお声掛けください。

(6) お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の顔がわかる写真を Instagram、Facebook、ブログ等にアップされませんよう、ご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様(たち)が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様(たち)の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなご事情があります。居所を隠してお住まいのご家族がいらっしゃる場合もございます。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね!」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。

独立行政法人 情報処理推進機構は 2015 年 5 月の連休に合わせて、投稿写真からプライバシーが漏洩する危険性について注意喚起をしています。(詳しくは「情報処理推進機構 ゴールデンウィーク(GW)の行楽写真を投稿する際はご注意を」で検索)

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。

ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。

2. 緊急時の連絡方法

(1) 緊急連絡先について

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡先の用紙に記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。変更箇所の訂正をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります第1緊急連絡先から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。

お仕事がお休みの場合は、必ずお知らせください。また、研修や出張等でいつもと連絡先が異なる場合も必ずお知らせください。

- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、大阪本社保育事業部へご連絡ください。

＜株式会社セリオ 大阪本社 06-6442-0600＞

(2) 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子さんを災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のことにご協力をお願いいたします。

非常災害が発令された場合、または現実には非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。

避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時（園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等）は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

＜災害時避難場所＞

	名 称	住 所
一時・収容避難場所	大阪市立大東小学校	大阪府大阪市都島区毛馬町2丁目11-111
広域避難場所	毛馬桜ノ宮公園	毛馬町1丁目

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代わりの方（代理引取り人）をあらかじめ「緊急連絡カード」に記入しお知らせください。

※園児の引き渡しは、引き渡し名簿確認のうえで行いますので、迎えにきた際には必ず職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。

(3) 自然災害時の対応

台風などの自然災害時（大雨、地震、津波、高潮、暴風等）の対応は、大阪市の対応に準じて対応して参ります。

警報が発令された場合、子どもの安全確保のため、次のように対応します。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

災害警報について

台風・地震・津波などで、大阪市内に「暴風警報」「特別警報」及び、都島区において、河川氾濫の警戒レベル3（高齢者は避難）、警戒レベル4（全員避難）が発令された場合、園児の安全確保のため、次のように対応します。

■午前 7 時まで大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が解除された場合→通常保育となります（給食あります） ★園からご連絡はいたしません

■午前 7 時現在、大阪市内に「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が発令されている場合 →自宅待機いただきますよう、お願いします。

★園から：朝 7 時～7 時 10 分くらいの間にマチコミメールで自宅待機をお願いする旨のメールを送信いたします。

■午前 10 時まで大阪市内または大阪府全域の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が解除された場合→開園いたしますので、事故の無いように登園してください。

★園から：上記警報等が解除され、保育園でお子様を安全にお迎えできる準備（園の安全の確認）が整いましたら、登園可能とのマチコミメールを送ります。

園からの登園可能のマチコミメール受信後より、お子様をお迎えいたしますので、自宅待機の際の登園時間の判断はマチコミメールを基準としてください。

■午前 10 時まで大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が解除されない場合→臨時休園といたします

★園から午前 10 時～10 時 10 分の間に臨時休園となる胸のマチコミを送ります。

■保育時間中に大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル 4」が発令された場合→できるだけ早く園児のお迎えをお願いします。確実に連絡が取れるようにしておいてください。

■大雨警報等が発令された場合も、保育園の判断により、自宅待機またはお迎えをお願いすることがあります。

★園から：発令され、保育が危険と判断したうえで、マチコミメールを送ります。メールを確認いただけないご家庭へは緊急連絡先にお電話を入れさせていただきます。

※大阪市防災アプリの情報を基準とします。

※まち COMI メールでお知らせを致しますので、必ずご登録をお願いします。

※保育園へのお問い合わせは混雑をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、各自のご判断をお願いします。

もしもの為に、今始めよう / 大阪市防災アプリ ぼうさい 大阪

いざという時のための
国民保護法上の
緊急一時避難施設を掲載

いろいろな人が使いやすい
やさしい日本語対応
他にも英語・中国語（簡体字・繁体字）・
韓国語を選べるようになりました。

迫る危険を
プッシュ
通知でお知らせ

身を守る
防災情報

日ごろから使える
気象情報・雨雲レーダー
降水予測や台風進路も
閲覧可能になりました。

わかりやすく伝えます
防災シグナル
警報等が発令されると
色の変化でお知らせします。



令和5年6月15日（木曜日）、新機能が追加されました！

大阪市防災アプリ ダウンロードはこちら



災害発生時の緊急連絡先について

保護者の方の緊急連絡先は、所定の用紙にご記入いただきご提出いただきます。

基本的には、ご勤務先に連絡をいたしますので、出張などで、いつもと連絡先が違う場合には、必ず事前に連絡をお願いします。

また、住所および勤務先などが変更した場合も、事務所もしくは担任にお知らせください。

3. 非常災害対策

防犯設備	門扉、および玄関扉電気錠
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
消防計画届出年月日	令和 7 年 3 月
防火管理者	園長
定期訓練	避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開園時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否情報メール	保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信（マチコミ）を行っています。 この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。

4. 緊急時の対応

対応方法	児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
消防・救急	管轄	都島消防署
	所在地	大阪市都島区都島本通 2-1-8
	連絡先	06-6923-0119
警察	管轄	都島警察署
	所在地	大阪市都島区都島北通 1-7-1
	連絡先	06-6925-1234
嘱託医	管轄	医療法人 武内小児科
	所在地	大阪市都島区善源寺町 2-3-25
	連絡先	06-6922-4158
嘱託歯科医	管轄	あかな歯科クリニック
	所在地	大阪市都島区友渕町 3-1-1 高倉第一コーポ A 棟-6
	連絡先	06-7710-8874

6. 家庭と保育園との連絡について

- ① 保護者のご連絡先は、勤務証明書にご記入いただきますが、保育園から保護者様への連絡については勤務先に連絡させていただきます。携帯電話への連絡は基本的にお断りさせて頂いております。
また出張等でいつもと連絡先が異なる場合は、必ず事前に連絡をお願いします。
- ② 住所及び勤務先、勤務時間等に変更があった場合は必ず所定の用紙にて届出をして頂きますようお願いいたします。（届出用紙は保育園にあります）
- ③ 保育園から家庭への連絡は、連絡ノートや印刷物（おたより）又は、掲示板等で行います。
期日のあるものは、必ず提出期限をお守りください。
疑問やご意見がございましたら、お気軽にお問い合わせください。ご家庭と保育園の連絡を密に行っていきたいと思っております。
- ④ 0歳児から2歳児の連絡ノートは、毎日ご記入又は確認をお願いします。3歳児以上も適宜ご確認頂きますようお願いいたします。もしお忘れになられたときは用紙にご記入の上、職員へお渡しください。

7. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

(1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

(2) 解決の体制について

◆保育園

受付担当者	園長・主任保育士
解決責任者	佐藤 砂緒里（トレジャーキッズだいとう保育園 園長）
連絡先	※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。

◆第三者委員

氏名	社会保険労務士法人 和（なごみ） 加藤 / 佐々木
連絡先	06-6942-0753

◆その他の相談・苦情受付窓口

部署名	株式会社セリオ 保育事業部 大阪本社
連絡先	06-6442-0600

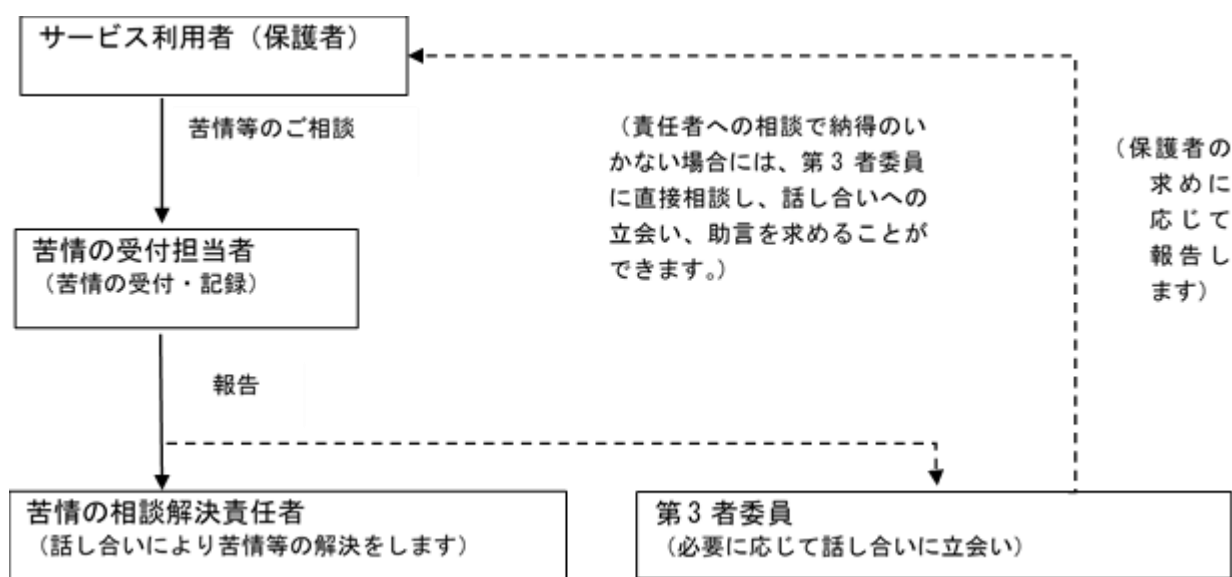
(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



(4) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に努めます。

8. 虐待防止等の措置について

体制整備等	当保育園では、児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関りが行われないよう、マニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関

	へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。
--	-------------------------------

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。（児童虐待防止法に規定）

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

*** 不適切な保育防止マニュアルより抜粋**

9. 第三者評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。

項目	受審、実施状況
第三者評価受審状況	未受審
自己評価の実施状況	毎年度実施予定

10. 利用者に対する保険

(1) 独立行政法人スポーツ振興センター

日頃から安全な保育を心がけておりますが、万一の場合に備えて、入園と同時に園児が独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。下記の場合には、独立行政法人スポーツセンター法で定められた給付金が支給されます

(医療費の自己負担の総額が 5000 円以上の場合に負担されます)

- ・保育園で保育を受けている時に怪我や事故が発生した場合
- ・通常の経路での登降園中に怪我や事故が発生した場合
- ・保険外治療は支給対象になりません。

(2) 損害保険

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（賠償責任保険）
保険の種類	賠償責任保険（施設・生産物）、傷害保険
保障内容／金額	【賠償責任保険】施設対人(1名につき) 1,000,000,000 円

12. 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

（トレジャーキッズだいとう保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについてに詳細を記載）

(2) ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

本園では、保護者様だけではなく、地域の皆様や本園に入園を希望される方々にも、本園の活動状況を広く広報することにより、本園の運営に対してよりご理解をいただきたいと考えております。そのため、元気いっぱいいきいきと保育園生活を過ごしている園児たちの姿を写真に収め、弊社のホームページ、パンフレットや園内掲示板に留まらず、幅広い媒体に掲載していきたいと考えております

① 写真や動画の内容

- ・日ごろの園児の生活や活動の様子
- ・行事での保護者様と園児の様子
- ・園児の作品や制作物

② 掲載媒体等

- ・会社パンフレット、園紹介パンフレット
- ・園内掲示板
- ・弊社のホームページ、Facebook、ブログ、Instagram、TikTok、YouTube などネット媒体

③ 不掲載・訂正・削除

- ・同意いただけない場合は掲載・投稿いたしません。
- ・掲載・投稿後でもご要望に応じて訂正・削除いたします。

15. 保育園写真の取り扱いに関して

保育園にて撮影された各種行事や日常の様子、及び動画の取り扱いについて以下の事項を遵守することに了承いただいております。

- 他保護者への写真提供
- 無断使用行為禁止の誓約
- 退園後の秘密保持
- パスワードの管理
- 法的責任の認識

14. 写真販売について

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社うるるが運営する“えんフォト”を通じ、インターネット上にてご購入していただいております。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただきますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

写真購入に関しましては、保護者の方より直接“えんフォト”で購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

【価格表】

	L 版	2L 版	データ版	カメラマン	L 版	2L 版	データ版
	70 円	120 円	80 円		100 円	150 円	200 円

※価格は税込みです

トレジャーキッズだいとう保育園における
個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(弊社における個人情報保護管理者)

株式会社セリオ

本社 担当：富永 妙子

住所 大阪市北区堂島 1-5-17 TEL 06-6442-0500

トレジャーキッズだいとう保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

（基本理念）

1. トレジャーキッズだいとう保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

（個人情報の利用目的）

2. トレジャーキッズだいとう保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

（個人情報の第三者への提供）

3. トレジャーキッズだいとう保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1） 法令に基づく場合

（2） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3） 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該

事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（個人情報の管理）

4. トレジャーキッズだいとう保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

（個人情報の開示・訂正・利用停止・消去）

5. トレジャーキッズだいとう保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

【個人情報に関するお問合せ窓口】

お問合せ内容	・個人情報の取扱いに対するご意見等 ・個人情報保護方針について ・個人情報の開示等（開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止） ・利用目的について
お問合せ窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 富永 電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881 電子メール： tominaga@serio-corp.com

（個人情報保護体制の継続的改善）

6. トレジャーキッズだいとう保育園は、この「トレジャーキッズだいとう保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

（個人情報の任意性について）

7. トレジャーキッズだいとう保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。